

食 農 資 源 経 済 学 会 会 則

第 1 条(名称と設立)

本会は、食農資源経済学会 The Food, Agricultural and Resource Economics Society of Japan（略称 FARESJ）と称する。

本会は、1949 年 11 月に創設された九州農業経済学会の伝統と組織を継承・拡充して設立される。

第 2 条(目的)

本会は、食料、農業及び資源・環境に関係する研究者や実践者、関係機関で働く人たちが、広く相互に交流・研鑽し、食農資源に関連する諸問題を社会的・経済的視点で理論的・実証的に研究し、学際的な研究を促進するとともに、研究水準の発展及び食と農に関する国民的課題や地域的課題に応えることを目的とする。

第 3 条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム及び部会の開催
2. 学会誌「食農資源経済論集」の編集と刊行
3. 調査研究とその成果出版物の編集・刊行
4. 研究会及び講演会等の開催
5. 内外関係学会との学術交流に関わる事業
6. 食農資源経済学会賞の選考と授与
7. 会員名簿の作成
8. その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第 4 条(会員)

本会の主旨に賛同するものをもって会員とする。

1. 会員は一般会員、学生会員、団体会員及び海外会員とし、会員は会費を納める。
2. 前項の他、名誉会員をおくことができる。名誉会員については内規においてこれを定める。
3. 本会に入会を希望する者は一般会員あるいは名誉会員 1 名の推薦により理事会に申請し、その承認を得るものとする。
4. 会員が 3 年度以上にわたり会費を滞納したとき、理事会はこれを退会させることができる。

第 5 条(会員の権利)

1. 一般会員、学生会員、海外会員及び名誉会員は研究大会に出席し、研究発表、学会誌への投稿を行い、総会における議決権、常務理事、地区理事、事務局理事及び会計監事の選挙権を有する。また、一般会員は常務理事、地区理事、事務局理事及び会計監事の被選挙権を有する。
2. 団体会員は研究大会に出席する。

第 6 条(役員)

本会に、会長 1 名、副会長 2 名、会長・副会長以外の常務理事、地区理事及び事務局理事若干名と会計監事 1 名の役員をおく。

1. 常務理事、地区理事、事務局理事及び会計監事は総会において選出し、選出方法は内規において定める。常務理事は地区理事を兼ねることができる。会長及び副会長は常務理事の互選によるものとする。
2. 前号による常務理事、地区理事及び事務局理事の他、会長指名理事を若干名おくことができる。会長指名理事は理事会の議を経て会長が委嘱し、総会に報告する。
3. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、会長指名理事の任期は指名した会長の任期に限る。
4. 転勤等により役員に欠員が生じ、会長が必要と判断した場合、新役員は理事会が選出し、総会で後日承認を受ける。ただし、その任期は前任者の残余期間とする。
5. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
6. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代理する。
7. 常務理事、地区理事、事務局理事及び会長指名理事は理事会を組織し、会務を審議し執行する。
8. 会計監事は本会の会計の監査を行い、総会でその結果を報告する。

第7条(総会)

総会は年1回開催し、次の事項を審議・議決する。

1. 会務報告及び事業計画
2. 予算及び決算
3. 常務理事、地区理事、事務局理事及び会計監事の選任
4. 会則の変更
5. その他本会の運営上必要な事項

第8条(理事会)

1. 理事会は会長、副会長、常務理事、地区理事、事務局理事及び会長指名理事をもって構成する。会長がこれを招集し、必要な会務を審議し決定する。理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。
2. 理事会に庶務、学会賞選考、学会誌編集、会計、学術交流・広報の5名の常務理事をおく。このうち、庶務及び学会賞選考は副会長があたる。
3. 会長は常務理事会を招集することができる。常務理事会は、会長が緊急に措置する必要があると認めた事項を審議・議決する。常務理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。
4. 地区理事は企画を担当する。
5. 事務局理事は会長及び常務理事を補佐する。

第9条(委員会)

本会は事業遂行のため、企画委員会、編集委員会、学会賞選考委員会、及び学術交流・広報委員会等を設ける。なお、委員長は理事が務める。委員会の設置または廃止は理事会で決定する。各委員会の委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

第10条(議決)

総会、理事会及び常務理事会の議決は出席者の過半数による。

第11条(会計)

1. 本会の運営に必要な経費は会費、寄付金及び事業利益をもってこれにあてる。
2. 通常の会務執行のための一般会計とは別に特別会計を設けることができる。
3. 本会の予算、決算は総会の承認を必要とする。
4. 年会費は内規にこれを定める。
5. 本会の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年の 7 月 31 日に終わる。

第 12 条(事務局)

本会は事務局を福岡市西区元岡 744 ウェスト 5 号館、九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門内におく。

付則 本会則は、2007 年 9 月 28 日に決定し、同日施行する。

2008 年 1 月 5 日改正
2018 年 9 月 15 日改訂
2019 年 8 月 31 日改訂
2021 年 9 月 30 日改訂
2023 年 9 月 2 日改訂
2024 年 9 月 7 日改訂
2025 年 9 月 6 日改訂

※常務理事及び会計監事選出内規(会則第 6 条 1 項関連)

1. 常務理事及び会計監事は総会において選挙により選出する。
2. 選挙事務は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は理事会の議を経て総会議長が委嘱する。
3. 選挙にあたっては、会員名簿より、常務理事 4 名と会計監事 1 名を連記し、常務理事は上位 6 名、会計監事は 1 名を当選者とする。
4. 当選下限者に同数者が出た場合、年長者を当てる。
5. 選挙直後の常務理事会は年長の常務理事が招集し、議長を務め、会長 1 名及び副会長 2 名を互選する。
6. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※地区理事選出内規(会則第 6 条 1 項関連)

1. 地区理事は九州沖縄各県、北海道・東北地区、関東地区、中部・近畿地区、中国・四国地区の各地区に対して 1 名ずつおく。
2. 地区理事は各県・地区が候補者を推薦し、総会において選出する。
3. 候補者の選定事務は各県・地区の候補者選定管理委員会が行う。候補者選定管理委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
4. 候補者選定管理委員会は選定された候補者を総会に推薦する。
5. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※事務局理事選出内規(会則第 6 条 1 項関連)

1. 事務局理事は事務局をおく九州大学大学院農学研究院農業資源経済学部門が候補者を推薦し、総会において選出する。
2. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※名誉会員内規(会則第 4 条 3 項関連)

1. 名誉会員は理事会で推薦し、総会で承認する。
2. 名誉会員に推薦できる者は満 65 歳以上で、会長、副会長経験者または本会に特に功績があった者とする。「特に功績があった者」の判断が必要な場合には、名誉会員推薦小委員会を設置し、検討を依頼することができる。
3. 名誉会員推薦小委員会は会長から委嘱された理事数名から構成し、理事年数、大会運営への貢献などを総合的に勘案し、名誉会員候補者を会長に答申する。
4. 名誉会員は会費を免除する。
5. 名誉会員は 5 万円以上の名誉会員費を納める。
6. 名誉会員費は特別会計に繰り入れ、優れた研究業績を公表した本学会会員を表彰することを旨として設けられた学会賞の基金の一部として、有意義に運用するものとする。
7. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※会費、会員内規(会則第 4 条および第 11 条 4 項関連)

1. 一般会員の年会費は 7,000 円、学生会員の年会費は 3,000 円とする。団体会員の年会費は 30,000 円とする。
2. 名誉会員については会費を免除する。
3. 入会及び退会は文書により理事会に届けでるものとする。
4. 理事会が会費 3 年度以上滞納者を退会させる場合、原則として会員継続の意思を事前に確認する。3 年度分の滞納会費が納められた場合、滞納会費は全額納められたものとし、会員資格は継続される。
5. 海外会員は、国内に在住している間は一般会員あるいは学生会員と同額の年会費とし、帰国してからは年会費 1,000 円とする。できるだけ帰国の際には 10 年間分を一括払いにする。振込口座を設ける。
6. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

※日本学術振興会育志賞候補者推薦内規(会則第 3 条 8 項関連)

1. 本学会の目的に鑑み、本学会は、日本学術振興会育志賞に相応しい候補者を決定し、日本学術振興会に推薦する。
2. 候補者は、本学会会員の推薦を得た者のなかから次項の条件を満たす者について理事会で審議の上、毎年 1 名を推薦できるものとする。ただし、下記 3 に該

当する者がいない場合はその限りではない。

3. 候補者は、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な大学院博士課程学生であり、以下の①～③のすべての条件（①②は日本学術振興会の指定条件、③は本学会の指定条件）を満たす者とする。なお、推薦に当たり、研究助成金等の実績がある場合には記載する。
 - ①推薦年の4月1日現在34歳未満であり、同年5月1日において大学院博士課程（博士後期課程）に在学している者（海外からの留学生を含む）。
 - ②大学院における学業成績が優秀であり、豊かな人間性を備え、意欲的かつ主体的に勉学及び研究活動に取り組んでいる者。
 - ③食農資源経済学会学会賞（学術賞、奨励賞、学会誌賞のいずれか）を受賞した者。
4. 推薦者は、推薦年の4月1日までに、応募書類を電子媒体で事務局まで提出する。書類の詳細は、別途、日本学術振興会育志賞のホームページ等から確認するものとする。
5. 本規程の改廃は理事会で決定し、総会に報告するものとする。

2007年9月28日制定

2013年8月1日改訂

2017年9月29日改訂

2019年8月2日改訂

2021年8月9日改訂

2021年9月30日改訂

2022年8月26日改訂

2024年9月7日改訂

2025年9月5日改訂